

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、内容の見直し	'措置の内容、内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、内容の見直し	'措置の内容、内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)の整理	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
財務省	0730070	未公開株式市場に株式を登録する会社の監査の特例	税理士法第1条、2条	公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定めのある場合を除く外、他の求めに応じ報酬を得て公認会計士法第2条第1項に規定する業務(監査証明業務)を営んではならない。	C		財務書類の監査に関する制度は、当省の所管事項ではなく答えられない。	貴省の回答では、「財務書類の監査に関する制度は、当省の所管事項ではなく答えられない。」とあるが、監査証明業務に関する規制が緩和された場合、貴省においても必要な措置を講ずるとして、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	未公開株式市場に株式を登録する会社の監査の特例として、税理士が会計監査人となり財務諸表の信頼性を証明することができることとするという規制の提案について、法務省からはどのような回答を頂いたか。 1. 小会社においても会計監査人を任意設置することができるものとする方向で検討されていること 2. 会計監査人の資格を課付する場合は全国的に検討すべき問題であって、一地域に限って特例を設けることは相当ではないが、中小企業の計算書類の正確性・信頼性を高める等の観点から、会社法制の近代化において、株式会社の内閣閣として、会計に関する専門的知識を有する公認会計士又は税理士をその資格者とし、経営者と共同して計算書類を作成し、当該計算書類を経営者とは別に保存・開示する職務を担う「会計参与(仮称)」制度を導入する方向で検討を進めている。 以上において今後、小会社に会計監査人の設置が認められ、会計参与としての立場が税理士に与えられるならば、たとえ税理士であっても、株式会社公開企業における正確な会計情報を、投資家に提供できる立場として認識しうるものではないだろうか。そして、上記に株式を登録する会社にとっては、税理士が監査を行えるならば、グリーンシートに登録するよりもコスト削減になるため、より多くの中小企業に直接監査の機会が与えられると考える。この点をふまえ、特区において開設される未公開株式市場に株式登録をする会社の監査について規制を緩和し、税理士にも会計監査人と同様の立場を与え、これを、是非再度検討したい。	C		財務書類の監査に関する制度は、当省の所管事項ではなく答えられない。前同同様である。なお、監査証明業務に関する規制が緩和され、税理士に認められた場合であっても、監査証明業務は税理士業務ではないことから、財務省あるいは国税庁として何らかの措置を講ずる必要性はないと考えられる。地方自治体の外部監査人(地方自治法)、地方独立行政法人の監査(地方独立行政法人法)及び特例出資財団(特例出資者(高法))等、個別法によって税理士に何らかの業務を認めている例はあるが、この場合においても税理士法の手当はしていない。				1362	13621020	日本起業家協会	未公開株式市場)開設構想	未公開株式企業は、そのほとんどが小会社、中会社であり、会計監査人の監査を必要とされていない。しかし、市場において株式を売買する場合には、投資家に対する適切な会計情報の提供が必要とされなければならない。そこで会計監査として、税理士がその財務諸表の信頼性を証明することができることとする。		
財務省	0730080	学術等会議や各種大会の会場における土産物地酒販売のための期限付き酒類小売業免許の取得手続きの簡素化	酒税法第9条第2項、酒税関係第3	博覧会場等で臨時に販売場を設けて酒類の販売を行う場合は、その催物の開催期間等として、酒類の販売場をしようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄務局長の免許(期限付酒類小売業免許)を受けなければならない。ただし、催物等の主催者の同意又は大多数の有料入場者である、催物等の開催期間があらかじめ客観的に定められている等一定の要件に該当する場合であり、販売場を開設する日の10日前までに、酒類の販売を行う旨を所轄務局長に届け出たときは、当該届出日より期限付酒類小売業免許を付与したものと取り扱うこととしている。	C		酒類小売業免許については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)附則第3条 検討 において、「政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたことを受け、平成17年8月31日限りの時限法である同法の施行状況等も踏まえ、幅広い観点から検討することとしている。	貴省の回答では、「時限法である酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行状況も踏まえ、幅広い観点から検討することとしている。」とあるが、提案者の要望が特区において先行実施できないか再度検討し回答された。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	学術等会議や各種大会の会場における土産物地酒販売のための期限付き酒類小売業免許を付与しないというものでなく、また、重要事項は、そもそも、手続の簡素化であると考え、期限付酒類小売業免許の申請手続に關しは、数々の規制緩和と並行して添付書類を削減し、申請者の負担の軽減を図っている。なお、添付書類は届出の場合と同様であり、届出の対象となし、申請者の負担は軽減されるものではないと考えている。	C					酒類小売業免許については規制緩和が進む中で期限付酒類小売業免許の届出制を廃止することができな理由は何か。また、届出の期間を短縮できないか、この点を踏まえ再度検討し回答された。	1453	14532010	富山県	とやま観光関連産業活性化計画	酒類小売業免許については、その販売場の所轄務局長の免許を受けなければならない。とされている。一方、期限付酒類小売業免許の届出制は、届出により免許を付与したものと取り扱っているが、安易に届出制を敷くことは、いたるところで酒類小売業が行なわれる可能性があり酒類小売業免許の無免許販売に該当する場合も多くなることも考え、検査取組も問題がある。なお、期限付酒類小売業免許の申請については、添付書類を大幅に削減するなど手続の簡素化を図ってきているところであり、また、申請期間についても、届出期間と十分考慮し、弾力的に取り扱っているところである。		
財務省	0730090	通信販売酒類小売業免許における取扱い酒類限定の緩和	酒税法第11条第1項、酒税関係第3	通信販売の特殊性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の取扱関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲として一般の酒類店に通常入できない地酒、輸入酒などに限定している。	C		酒類小売業免許については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)附則第3条 検討 において、「政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたことを受け、平成17年8月31日限りの時限法である同法の施行状況等も踏まえ、幅広い観点から検討することとしている。	貴省の回答では、「時限法である酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行状況も踏まえ、幅広い観点から検討することとしている。」とあるが、提案者の要望が特区において先行実施できないか再度検討し回答された。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類は、一般酒類小売販売場において通常購入することができる地酒等に限定しているが、全国ブランドが否かにより判断するものではない。 一般酒類小売販売場において通常購入することができる地酒等という趣旨が、本県の状況に鑑み、学術等会議や各種大会の会場における土産物地酒販売について、現行で認められているものではないので、これら県内産の地酒をすべて対象となし、1,000kL未満である酒類製造者、販売する酒類であり、かつ、清酒に関しては、特定名称等の清酒のうち前会計年度における課税移出数量が100kL未満の銘柄のものとするところである。 なお、本県が行っている清酒製造業者の実態調査によれば、販売数量が1,000kL以上の清酒製造業者は全製造業者の7.5%であり、また、これらの者の課税移出数量は、全製造業者の課税移出数量の7%となっていることから、これらの者が製造できない地酒に該当するものは認められない。	C					通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類は、一般酒類小売販売場において通常購入することができる地酒等という趣旨が、本県の場合、現行で対象となっていない地酒についても実態として大府市産をはじめ県外では通常購入することができるのである、全国の酒類販売の現状をふまえて、規制緩和を進める観点から、消費者ニーズ等諸情勢をふまえて、販売範囲の拡大をいかに実現し、この点を踏まえ再度検討し回答された。	1453	14532020	富山県	とやま観光関連産業活性化計画	通信販売酒類小売業免許を含む酒類小売業免許については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)附則第3条 検討 において、「政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたことを受け、平成17年8月31日限りの時限法である同法の施行状況等も踏まえ、幅広い観点から検討することとしている。 なお、通信販売酒類小売業免許については、e-Japan重点計画「2004(平成16年)6月15日」17戦略本部において、「2004年度中に通信販売酒類小売業免許における対象品目の拡大にについて検討し、2005年度末までに協議を完了。」とされているところである。したがって、本件については、上記における検討過程の中で考えていくべきであり、現段階において認めようとするのは適当でないと考えている。		
財務省	0730100	濁酒の製造事業の要件緩和	構造改革特別区域法第24条	特区内において農家民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準は適用しない。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものである。この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造業者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないと考えられたこと、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 現行の特例措置を有効に活用された。	提案は、地域経済活性化のため濁酒の製造事業につき規制改革を求めたものであり、この点を踏まえ、併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「地域経済活性化のため」であったとしても、対象者の範囲を拡大することや、使用原料に関する条件を緩和することは、税の保全上支障があると考えられることから、認めることはできない。 なお、本特例措置における農業者は、個人に限らず法人も含まれており、法人として米を生産し併せて民宿等を営んでいれば、本特例の適用が可能である。	C					通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類は、一般酒類小売販売場において通常購入することができる地酒等という趣旨が、本県の場合、現行で対象となっていない地酒についても実態として大府市産をはじめ県外では通常購入することができるのである、全国の酒類販売の現状をふまえて、規制緩和を進める観点から、消費者ニーズ等諸情勢をふまえて、販売範囲の拡大をいかに実現し、この点を踏まえ再度検討し回答された。	1108	11081012	大分県 湯布院町	ゆふいん 原酒の里 構想	個人の特定農業者に限定されている、濁酒の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないことを都市と農村の交流拠点として農林水産省の公的補助(地域農業基盤強化農業構造改善事業グリーン・ツーリズムタイプ)等で建設された施設を所有・運営する法人にも適用する。及び、原料は自家生産に限定されているものを特区内で生産されたものと可とする。また、焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。		
財務省	0730100	濁酒の製造事業の要件緩和	構造改革特別区域法第24条	特区内において農家民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準は適用しない。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものである。この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造業者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないと考えられたこと、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 なお、特例の特例における「特定農業者」には、農家民宿だけでなく、レストランや旅館等を営む農業者も含まれることから、こうした態様も考慮に入れて現行の特例措置を活用するよう検討された。	提案は、地域経済活性化のため濁酒の製造事業につき規制改革を求めたものであり、この点を踏まえ、併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「地域経済活性化のため」であったとしても、対象者の範囲を拡大することや、使用原料に関する条件を緩和することは、税の保全上支障があると考えられることから、認めることはできない。	C					通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類は、一般酒類小売販売場において通常購入することができる地酒等という趣旨が、本県の場合、現行で対象となっていない地酒についても実態として大府市産をはじめ県外では通常購入することができるのである、全国の酒類販売の現状をふまえて、規制緩和を進める観点から、消費者ニーズ等諸情勢をふまえて、販売範囲の拡大をいかに実現し、この点を踏まえ再度検討し回答された。	1138	11381010	高知県 三原村、高知県 三原村 商工会	イベント限定濁酒特区	濁酒の製造が「特定農業者(農業と農家民宿等の併営者)」に限定されている。今回「イベント用の濁酒製造」に限り、要件である「特定農業者」を、「村長が認めた農業者(個人、団体)」に拡大された。		
財務省	0730110	酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒の種別別その製造場の所在地の所轄務局長の免許を受けなければならない。酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合は、受け方ができない。 一 清酒 六十キロリットル 七 果実酒類 六十キロリットル 三 しょうゆや甲類 六十キロリットル 四 しょうゆや乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六十キロリットル 八 ワイスキー類 六十キロリットル 九 スリッパ酒類 六十キロリットル 十 キルキュール類 六十キロリットル 十一 雑酒 六十キロリットル	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものである。この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造業者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、濁酒の性質上、長期の保存が困難であり、特区以外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造設備がなくても、保存や流通を容易にするなどから、対象酒類は濁酒に限定されているのである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	貴省の回答では、「製造コストを回収するのに必要な水準」とあるが、この点については、免許申請時に免許要件の経営基礎要件で個別に判断することは困難なため、この点を踏まえ再度検討し回答された。	酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限り付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものであり、その基準を満たさない場合には、免許を付与しないという絶対的な要件である。 一方、酒税法10条第10号の経営基礎要件は、免許申請者の資金力や経営能力等が十分でない認められる場合には免許の拒否ができるというものである。 仮に、免許申請時に資金力等が十分であると認められたとしても、最低製造数量基準を満たさない場合には、酒類の製造事業において採算が取れない(あるいは十分に考えられる)ところであり、その場合には税の保全に支障をきたすこととなる。また、免許申請時の経営基礎要件では、免許申請者が行方不明となる等の経営状況や財務状況判断することは不可能である。 したがって、酒類の製造事業において採算が取れるか否かは最低製造数量基準により判断する必要がある。また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。	C					再検討要請まで回答したとおりであるが、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、濁酒はその性質上、長期の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であること、また、食品衛生法第10条の添加物として「アブラリア・ミリフィカ」を添加した。	1031	10311020	和田山町 特産物市場組合	若返り特区	学名「アブラリア・ミリフィカ」の乾燥粉末を商品名「夢美人」として販売していること、前項で記載されているとおりですが、この粉末を飲料水、お茶、薬材用、ワインの醸造、清酒、濁酒の原材料の一部に使用し販売の促進を図りたい。 なお、製法の製造に当たっては当該特産物市場組合のみで限定し薬法、食の安全基本法(前項の提案部分を除く)を遵守して対応を図る。 夢美人の特米の入った焼酎、清酒、ワインの製造、販売を行うため、酒税法第7条による製造基準の製造数量を取り扱うこと、また食品衛生法第10条の添加物として「アブラリア・ミリフィカ」を追加した。		

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	
財務省	0730150	酒税についての納税申告の簡素化	酒税法第30条の4	○酒類製造者は、その製造場ごとに、毎月、課税標準数量、酒税額等を記載した申告書を翌月末日までに所轄税務署長に提出しなければならない。 ○申告書を提出した酒類製造者は、申告に係る酒税を移出した日の属する月の末日から2月以内に酒税を国に納付しなければならない。	C	-	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていることと併せても、酒類製造者は、製造規模の大小や本業が副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。	提案の主旨も踏まえ、回収等簡素化できないか検討し回答されたい。併せても提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	3) 度目の提案であるが、毎回同じ回答しかいただけない。酒税の製造免許の要件が緩和されることが当然の前提となるが、年一回もしくは半年毎に申告・納付が可能ないように「もてなし用ハウスワイン」に限り、特例措置をお願いしたい。現実的に煩雑で多岐にわたる手続きを農家等ができるのか、また、やってまで送るかどうかの問題である。なお、どぶろく(特区について農家がどぶろくを現実に通るようになってきたのか、また、現状の法律下で納税申請しているのかなどの情報をお教え願いたい。その状況が把握できれば、この問題が杞憂であるか、否かが確認できる。	C	-	検討要請において回答したとおりであるが、酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていることと併せても、酒類製造者は、製造規模の大小や本業が副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。 なお、現行の酒税法の特例の適用を受けて「特定農業者による濁酒の製造事業」を行っている製造者においては、現行の制度のもと申告・納税を行っている。							1232	12321021	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。
財務省	0730160	酒税についての記帳義務の簡素化	酒税法第46条	○酒類製造者等は、製造、貯蔵、販売又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。	D-1	-	酒税は申告納税制度を採用しており、適正な申告納税を行ったことにも、申告内容の事後的確認に資するため、原料の使用実績や製造・出荷の実績などの必要最小限の事項について記帳義務を課しているところであり、酒類製造者は、酒税の納税義務者として、記帳義務を適正に履行していただくことが必要である。 なお、法令解釈通達において、製造場の構造、設備又は製造操作の特殊性等から、主に製造過程に関し記帳ができない事項(例えば仕込み前後の容器の液面までの深さなど)については、その記帳を省略することができることとされており、これを踏まえ製造者の実状に即して対応することとしている。												1232	12321022	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。
財務省	0730170	旭川空港の通関、検疫(C.I.O)業務を民間に委託する。	関税法第105条	旭川空港における国際チャーター便等に係る税関業務については、近隣の札幌税関支署及び留萌税関支署から職員を派遣して対応している。	C	-	税関業務は、適正かつ公平な関税等の賦課徴収とともに不正薬物等の社会悪物品等の密輸取締り、テロ対策や大量破壊兵器の拡散防止等のため、我が国に輸出入される全ての貨物を国境で管理する一連の業務(ボーダーコントロール)であり、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であることから、国が行うべき業務である。 従って、民間企業に、この業務を委託することは考えていない。 なお、現状をみると、旭川空港における税関業務については、札幌税関支署及び留萌税関支署から職員を派遣して、支障なく対応してきている。												1035	10351010	個人	旭川空港に通関、検疫体制を整える。	所管官庁職員のみで実施されている規制を撤廃する。
財務省	0730170	旭川空港の通関、検疫(C.I.O)業務を民間に委託する。	関税法第105条	旭川空港における国際チャーター便等に係る税関業務については、近隣の札幌税関支署及び留萌税関支署から職員を派遣して対応している。	C	-	税関業務は、適正かつ公平な関税等の賦課徴収とともに不正薬物等の社会悪物品等の密輸取締り、テロ対策や大量破壊兵器の拡散防止等のため、我が国に輸出入される全ての貨物を国境で管理する一連の業務(ボーダーコントロール)であり、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であることから、国が行うべき業務である。 従って、民間企業に、この業務を委託することは考えていない。 なお、現状をみると、旭川空港における税関業務については、札幌税関支署及び留萌税関支署から職員を派遣して、支障なく対応してきている。												1035	10352010	個人	旭川空港に通関、検疫体制を整える。	関係所管官庁に依る、研修等の支援を頂き、民間に依る(C.I.O)業務の処理を行い一日も早く飛行場の機能を十分に活用する事で地域経済の活性化を目指す。
財務省	0730180	C I Q業務への地方公共団体職員を派遣	関税法第105条	地方空港における国際チャーター便等に係る税関業務については、近隣の税関支署から職員を派遣して対応している。	C	-	地方空港における国際チャーター便等に係る税関業務については、近隣の税関支署から職員を派遣して対応している。	右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	道内地方空港では、地域経済活性化のため、自治体や経済団体が積極的に国際チャーター便の誘致活動を展開してきたことにより、平成17年度後半から国際チャーター便が急増している。現状では、運航時に空港の最寄りC I Q機関の出張所等の職員の出張体制により対応している状況であるが、同日、発着の空港にチャーター便が離発着する場合は、対応不可能と思われる。そのため、今後さらに増加が見込まれる国際チャーター便の対応のため、地方公共団体職員がC I Q業務の一部を実施することができるよう再考したい。	C	-	道内空港における国際チャーター便に係るC I Q業務については、運航時に空港の最寄りC I Q機関の出張所等の職員の出張体制により対応している状況であるが、平成16年度末の道内空港の国際チャーター便の実績は、1,001便(6月末現在、対前年191.6%)と大幅に増加しており、新千歳空港を除く空港は前年の2倍を超える運航が予定されている。このため、地域の国際観光振興に寄与するためにも地方公共団体職員がC I Q業務の一部を実施できるよう再考したい。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。						1580	15802010	北海道	外国人観光客倍增プラン	C I Q機関が繁忙期など現在の人員体制で対応できない場合に地方公共団体の職員がその業務を行うことができるようモデル的に国からの受託業務として、C I Q業務に必要な実務知識・技術等に関する研修を受けた地方公共団体職員がC I Q業務の一部を実施する。
財務省	0730190	退職者(O B職員)を対象とした嘱託員によるC I Q体制の整備	関税法第105条	七里長浜港における外国貿易船等の入港等に係る税関業務については、近隣の青森税関支署から職員を派遣して対応している。	C	-	七里長浜港については、外国貿易船等の入港隻数が少なく、職員(O Bの再雇用を含む)を配置するよりも近隣の青森税関支署から職員を派遣して処理する対応が効率的である。 なお、同港における税関業務については、これまでも青森税関支署から職員を派遣して、支障なく対応してきている。												1155	11552010	青森県	七里長浜港を中核とした国際物流活性化構想	開港となった場合、新たにC I Q関係職員を配備する必要があるが、地方港湾等への配備については、人員の確保・調整が容易でないことが予想されることから、退職者(O B職員)を対象とした嘱託員によるC I Q関連業務の実施を提案する。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)の整理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容				
財務省	0730200	開港指定基準の緩和	開税法第2条、第67条の2、開税法施行令第1条、第59条の3	開税法上、開港であっても、不開港であっても、輸出入される取扱品目は何らの差はない。 また、開税法上の開港は、監視取締り、通関等の業務を集中させることにより、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものである。	E		開税法上の開港は、国民の安全・健康等を確保する観点から、監視取締り、通関等の業務を集中させることにより、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものであるが、開港とするか否かについては、外国貿易船の入港隻数、輸出入申告件数等の実績のほか、定員事情等を総合して判断しているところである。 七里長浜港については、近年、外国貿易船の入港は減少(年間1~3隻)であり、現時点では、まとまった行政需要があるとは判断できず、直ちに開港指定を行うことは困難である。 いずれにしても、七里長浜港に外国貿易船が入港する場合には、管轄の青森税関支署において適切に対処してまいりたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	不開港においても他所蔵置の許可を受けることで、開港同様の品目を取扱いはできることから、開港であっても不開港であっても輸出入される取扱品目何ら差はないという回答は理解できず、七里長浜港においては他所蔵置の許可を受けるための要件を満たすことが非常に困難であり、現状においては、「本船扱い」が「中船扱い」の取扱品目の輸出入に限られている。このことが申請書の「七里長浜港は不開港であるため、本船扱い及び中船扱い以外の開港規定にある限定された品目を扱うこととなり、利用・利便性が失われつつある」という理由に込められている。他所蔵置の許可要件の緩和をすることで、開港周辺地域における輸出入品目の増加の可能性が押し物流が発生すると想定できる。また、不開港である開港に外国貿易船が入港するためには、開港において不開港に入港するための許可手続をとりなければならない。これにより輸送日数の増加や、輸送コストの増加等利用者に対して不利益を与えていることから、現状においては七里長浜港の利活用に結びつかないものである。また、対外的にも七里長浜港が開港と同程度の利便性を確保することができない。開港の利用促進につながる、異なる開港及び周辺地域の活性化にもつながるものがある。この現状の中で開港の利活用と周辺地域の活性化を図るために特区申請をしたものであるが、今回の回答を受けて、申請の主旨が正確に表現できなかったこと、事実確認であるという誤解を招いたのではないかと感じるところ。改めて事実確認をし、他所蔵置許可について許可要件の緩和、外国貿易船の開港を経由しない七里長浜港への入港の許可ということについて再度意見提出するものである。	D-1 C		不開港に外国貿易船が入港する場合において、その周辺における保税地域の設置状況等からみて、外国貨物を保税地域以外の場所に置くことが可能でないことと認められ、他所蔵置の許可を受けることとなる。開港後、税関・税関として、開港に職員を集中し、船長に対する入港時間及び臨船による船内検査等を可能とするための取締り体制を整備し、外国貿易船の入港をこのような取締り体制を整備された開港に集中させることを原則とすることにより、限られた人員の下で、外国貿易船の取締りの実効性の確保を図っている。 一方、不開港にはそのような取締り体制を整備されていないため、水際取締りの実効性を確保する観点から、一旦、取締り体制を整備された開港に入港させた上で船内の状況を把握し、不開港入港の許可を与えることとしている。 仮に、外国貿易船の入港先が開港に拡大されることとなる。これまでの開港における集中的な監視取締りは困難となるため、税関・税関として、取締り体制を整備されていない港である不開港に、外国貿易船の開港を経由しない入港を認めることはできない。							1155	11551010	森森 稔	七里長浜港を中核とした国際物流活性化構想	年間継続で、年間輸出入と取扱額5千万円、外国貿易船の入港隻数の合計が11隻をこえるという開港基準を開港において適用除外にする。			
財務省	0730210	日高港を活用した地域産業の活性化構想	開税法第2条、開税法施行令第1条	開税法上の開港は、監視取締り、通関等の業務を集中させることにより、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものである。	C		開税法上の開港は、国民の安全・健康等を確保する観点から、監視取締り、通関等の業務を集中させることにより、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものであるが、開港とするか否かについては、外国貿易船の入港隻数、輸出入申告件数等の実績のほか、定員事情等を総合して判断しているところである。 日高港については、近年、外国貿易船の入港は増加しており、現時点では、まとまった行政需要があるとは判断できず、直ちに開港指定を行うことは困難である。 いずれにしても、日高港に外国貿易船が入港する場合には、管轄の和歌山税関支署下津出張所において適切に対処してまいりたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	既にご回答したとおり、開税法上の開港は、国民の安全・健康等を確保する観点から、監視取締り、通関等の業務を集中させることにより、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものである。 すなわち、開港に職員を集中し、船長に対する入港時間及び臨船による船内検査等を可能とするための取締り体制を整備し、外国貿易船の入港をこのような取締り体制を整備された開港に集中させることを原則とすることにより、限られた人員の下で、外国貿易船の取締りの実効性の確保を図っているものである。	C		開税法の趣旨は理解できます。しかし、全国的には景気が上向きになってきたとはいえ、地方では未だに厳しい経済状況にあります。地域経済が浮揚するためにも、港の利活用を促すような特例措置の適用が必要不可欠であると考えています。再度、ご検討をお願いします。						1430	14302010	和歌山県	日高港を活用した地域産業の活性化構想	【構想の概要】 日高港(塩屋地区)を開港、出入国通、植物検疫港に指定し、輸入木材船等の入港手続簡便化を図ることにより、地産との競争力を高め、産地を中心とした港湾取扱い物の増加と、背後地域の産業の活性化を図る。 【適用する支援措置】 外国貿易船を対象として整備した港湾については、供用開始以降、外船船舶の定期的な入出港が認められる場合、速やかに、開港指定、出入国通指定、植物検疫港指定を行うよう、運用を見直しする。 【支援措置適用スケジュール】 平成17年度当初から 【地域の特性】 日高港は、郡市周辺の地産である木材の取扱いを中心として利用されてきたが、既設の港湾施設(西川地区)は、水が深く大型船舶が停泊できないこと、背後地区が狭く水深が浅く十分稼働できないことなどから、非効率な輸送形態を強いられてきた。こうしたことから、港湾施設に大型船舶が停泊できる岸壁を備えた港湾を整備し、平成16年4月に供用を開始した。 【想定される効果】 原木を中心とした輸入貨物の取扱いが増え、港湾及び背後地域の活性化につながる。				
財務省	0730220	通関業務の特例区域法第25条、開税法施行令第6条	地方公共団体が、その設定する特区であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において外国貨物又は輸出入品目等である貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける臨時開港承認の回数が一年を通じて相対数あることが見込まれる場合に該当し、かつ、貿易の振興に資するため必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当するものとして内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたとき、その構成する特区において臨時開港手続料に関する特例措置が適用される。	C		臨時開港手続料は、臨時開港に要する費用を勘案して定めているが、特区における臨時開港手続料の軽減による貿易の促進事業(701)では、外国貨物の取扱い等のできる港湾施設又は空港施設において、港湾又は空港関係者が貿易の振興に資するための施策を講じ、その効果が得られる場合には、例外として、その額を2分の1としている。 インランド・デポは、港湾施設又は空港施設と一体として機能するものであり、インランド・デポで取扱われる貨物は必ずいずれかの港湾施設又は空港施設で取卸し等が行われている。したがって、インランド・デポに例外措置を適用するには、港湾施設又は空港施設とあわせて特区とする必要がある。	臨時開港承認要件数の軽減に関する自治体において国際物流を支援するための施策を講じている場合、臨時開港手続料の軽減が図れないか再度検討し、回答されたい。	本特例措置の趣旨は、本特例措置を契機に官民の物流の効率化への取組みを促し、物流の効率化に資するものである。物流の効率化を図るためには、外国と国内の空港・港湾との輸送、空港・港湾における航空機・船舶からの貨物積卸し、空港・港湾での荷動き等について措置が必要であり、それに加えインランド・デポの場合には、インランド・デポでの荷動き等、貨物の流れ全般について総合的な措置が必要であると考えている。 インランド・デポは、以前回答したとおり、空港施設や港湾施設と一体として機能するものであり、外国と国内の空港・港湾との輸送、空港・港湾における航空機・船舶からの貨物積卸し、空港・港湾での荷動き等を考慮せず、物流の一部分であるインランド・デポの荷動きのみを取り出すことは、本特例措置の趣旨からみて相応しくない。	C		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	開税法の趣旨は理解できます。しかし、全国的には景気が上向きになってきたとはいえ、地方では未だに厳しい経済状況にあります。地域経済が浮揚するためにも、港の利活用を促すような特例措置の適用が必要不可欠であると考えています。再度、ご検討をお願いします。						1355	13551010	茨城県、栃木県、群馬県	地域連携物流特区	インランド・デポ(内陸通関拠点)について、開港又は税関空港と同様に一定の要件を満たしていれば、開港又は税関空港と一体となった特区内でなくても、単体で臨時開港手続料半額の対象とする。				
財務省	0730230	税関執務時間外体制の強化	構造改革特別区域法第11条第59号(通達)	特区における「税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業(702)」により、横浜港については、平成15年4月から税関の執務時間外における通関体制を整備し、一定の時間帯に職員を常駐させている。職員を常駐させる基準は、行政上の不要コストを避けるため、臨時開港が確実に見込める時間帯(例えば、1時間あたり1件以上の臨時開港申請があること)とされている。	C		横浜港全体における税関の執務時間外での臨時開港承認要件数は、特区認定後本年3月まで、最も多い時間帯の平日夜間で1時間あたり約1.4件、最も少ない日曜日で1時間あたり約0.05件である。この現状を踏まえ、対象官署を拡大することは特区の職員を常駐させる基準に該当しなくなるとともに、不要な行政コスト増を招くと考えられる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	港湾の24時間化への対応については、税関の開港制度が浸透してきたことや、植物検疫、動物検疫等の各官庁の体制が整いつつあることから、従来、夜間・土日等に通関手続きをできなかった貨物の需要が見込まれること。また、本年4月1日から実施された臨時開港手続料の軽減にあわせ手続き件数が多くなってきていることなどから、臨時開港窓口が各官署の出張所で開設されることにより利便性が高まり、制度の利用促進が図られるものと考えます。また、横浜港においては本年7月に国土交通省より「スーパー・中核港湾」の指定を受けたことにより、24時間化やリードタイム短縮への体制強化が求められていることから再度、検討をお願いします。	C		不要な行政コストを避け効率的に行政サービスを提供するには、現実の需要に的確に対応する必要があります。 横浜港の場合、本年3月までの状況と大きく需要が変化すると想定されないこと、及び各出張所に執務時間外の出張体制を整備することは、これまでの数倍のコストとなることを合わせ考えると要請に応じることが困難である。								1368	13681090	神奈川県横浜市	国際物流特区	横浜港における税関の執務時間外対応官署の拡充		
財務省	0730240	船舶の入港に係る税関への提出書類の提出期限の緩和	開税法第15条第1項	外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間以内に入港簿、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表を税関に提出しなければならない。	D-1		(注)セキュリティの確保の観点から、早期の情報入手が国際的な流れであり、我が国においては、平成16年度の国際改正において、外国貿易船等にかかる情報入港前に求めることができることとしたところである。 また、入港届等の提出は、ファクシミリにより行うことが可能である。ただし、この場合、税関の指定する番号のファクシミリ装置により受信した日から3日以内(船舶の休日及び、行政機関の休日となる場合は、その休日の翌日までとする。)に正本を税関に提出しなければならないが、税関に対する入港届等の書類の提出手続は、税関の窓口へ直接提出する方法やファクシミリによる送付(行政方法以外にも、NACC(通関情報処理システム)を利用して電子的に提出することが可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	税関における覚せい剤など社会悪物品等の密輸取締りに関しては、取締りの実効性を確保する観点から、可能な限り早期に情報入手し、必要かつ的確な取締りを行うことが必要である。外国貿易船が開港域内の沖合いに停泊する状況において、入港届等の提出を「着岸後24時間」とすることは、取締り上重大な支障が生じることとなることをご理解いただきたい。 また、入港届等の提出手続については、ファクシミリ送付のほかにNACC(通関情報処理システム)を利用して電子的に提出することも可能である。これらの方法によれば通関を使用することなく手続を行えることとなる。	D-1											1368	13681070	神奈川県横浜市	国際物流特区	開税法第15条に基づき税関に提出する書類の提出期限は「入港の時から24時間以内」となっているが、「着岸後24時間以内」とする。	
財務省	0730250	通関の手続・検査と他法令の手続・検査についての迅速・同時一体的な業務処理	開税法第70条第2項	開税法以外の法令の規定により、輸出入に關して、検査又は条件の具備が必要な場合には、税関の審査の際に検査の完了又は条件の具備を証明し、その確認を受けなければならない。 なお、税関の通関手続と動植物検疫手続については、迅速化の観点から既に並行処理が可能となっている。	C		輸入手続の迅速化、合理化を図るため、関係省庁は、既にシングルウィンドウシステムの改良に着手している。この成果は、全国的に波及させることを予定しており、特区に限定しない。 なお、この作業は、IT戦略本部において決定された「e-Japan重点計画2004」等に基づき政府として取り組んでいる最速化計画の一環であり、財務省としても積極的に取り組んでいる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	輸入手続の迅速化、合理化を図るため、関係省庁は、既にシングルウィンドウシステムの改良に着手している。この成果は、全国的に波及させることを予定しており、特区に限定しない。 なお、この作業は、IT戦略本部において決定された「e-Japan重点計画2004」等に基づき政府として取り組んでいる最速化計画の一環であり、財務省としても積極的に取り組んでいる。													1368	13681080	神奈川県横浜市	国際物流特区	通関の手続・検査において、動植物検疫等の他法令の手続・検査と連携した実施体制の実現

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、内容の見直し	措置の内容、内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、内容の見直し	措置の内容、内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)名称	規制の特例事項の内容
財務省	0730260	港湾にかかわる手続きの完全電子化のための規制改革	関税法第88条、簡税法施行令第61条、措置法第8条の2、関税暫定措置法施行令第52条	輸出入申告に際しては、申告書及び仕入書を税関に提出しなければならない。 また、仕入書により課税標準を決定することが困難である場合には、税関は、契約書その他課税標準の決定のために必要な書類(運賃明細書、保険料明細書等)を提出させることができる。 上記手続きの電子化は進展しており、輸出入申告は、連関情報処理システム(NACC)により電子的に申告等を行うことが可能となっている。また、添付書類である仕入書は、電子的に作成されたものは税関手続申請システム(CUPS)により電子的に提出することが可能となっている。しかし、船荷証券については民間においても電子化が進展していないため、現状、電子的に提出するシステムは構築されていない。また、輸入に関する原産地証明書についても同様である。	C		船荷証券は民間企業が、原産地証明書は外国政府等が発行するものであり、税関がこれらの書類の電子化を強制することはできない。 なお、これらの書類の電子化が進捗すれば、税関においても輸入手続の迅速化の観点から、その活用を積極的に検討することとなる。											1476	14761010	(社)関西経済連合会 (社)関西経済同友会、関西経済者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	大阪湾港湾の一元化的経営事業の推進	港湾にかかわる手続きの完全電子化のため、電子帳簿法その他の電子データ保存に関する規制を見直し、緩和すること。 輸出入の円滑化を図る観点から、船荷証券及び原産地証明書などについても、例外なく電子化を進めること。
財務省	0730270	地方独立行政法人が港湾管理者となるための法的措置	とん税法第1条、特別とん税法第1条、特別とん譲与税法第1条1および2	外国貿易船の開港への入港にはとん税及び特別とん税を課す	C	-	税制改正要望であり、規制緩和にはあたらない											1476	14762010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経済者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	大阪湾内の各港湾管理当局を統合改組し設立する地方独立行政法人が各港湾を一元的に管理する港湾管理者となることのできる港湾、地方独立行政法人法など所要の法律改正を行う。 とん税、特別とん税の課税に関する所要の調整	
財務省	0730280	行政財産の無償使用	国有財産法第18条第4項	行政財産を地方公共団体等に対し、道路、水道、下水道の用に使用又は収益させる場合には、無償とすることができる	C		構造改革特別区域基本方針(H16.4.23閣議決定)において、「従来型の財政措置による支援措置を講じること」に期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される」とされており、本提案は、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、駐車場の整備や使用料金に係る補助金を求めるといった従来型の財政措置を講じることには期待してのものではなく、米子空港の活性化を図るため、地方公共団体が空港利用者の無料駐車場という極めて公共性の高い施設として空港内の行政財産を使用する場合に、道路、水道、下水道と同様に無償使用できるよう規制の特例を設けることである。 構造改革特別区域基本方針(H16.4.23閣議決定)において、「地域の特性に応じた特区構想を立案すること」とされており、公共交通機関が充実されていない当地域においては、空港利用者は自動車に頼らざるを得ない特殊性があり、空港駐車場は公共交通施設の一部として必要不可欠であるため再度検討をお願いしたい。 国の設置管理する積内空港等において、行政財産を駐車場として無料で使用している例がありますが、この取り扱いについて可能となる根拠を示していただきたい。また、行政財産が駐車場として無料で使用できるのであれば、地方公共団体が無料駐車場としての運営に関する適切な計画を有する場合、地方公共団体が管理することを条件に無償で使用させることは可能と考えますが、できない理由があればお教え願いたい。			「国の財産は、法律に基づく場合を除く外、適正な対価なくしてこれを貸し付けはならない」と財政法に規定されており、使用許可を行う場合は、使用料(時価)を徴することを基本としている。 本提案は、この使用料の減額という単なる財政措置の優遇を求めるものであるため、検討要請の対象とはなり得ない。 なお、積内空港においては、空港利用者のための駐車場を国自ら設置しているものと聞いており、これは所管省庁が行政財産を本来の用途又は目的に従って利用しているのであり、所管省庁以外の者に目的外使用させているものではない。空港施設である駐車場の駐車料金を無料とするかどうかは、施設設置者である国土交通省の判断によるものである。				1467	14671010	鳥取県	米子空港活性化構想	空港内の行政財産を、地方公共団体が空港利用者の駐車場として使用する場合に、無償で使用することとする。		
財務省	0730290	行政財産の地方公共団体への優先的無償使用	国有財産法第18条第4項	行政財産を地方公共団体等に対し、道路、水道、下水道の用に使用又は収益させる場合には、無償とすることができる	C		構造改革特別区域基本方針(H16.4.23閣議決定)において、「従来型の財政措置による支援措置を講じること」に期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される」とされており、本提案は、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、駐車場の整備や使用料金に係る補助金を求めるといった従来型の財政措置を講じることには期待してのものではなく、米子空港の活性化を図るため、地方公共団体が空港利用者の無料駐車場という極めて公共性の高い施設として空港内の行政財産を使用する場合に、道路、水道、下水道と同様に無償使用できるよう規制の特例を設けることである。 構造改革特別区域基本方針(H16.4.23閣議決定)において、「地域の特性に応じた特区構想を立案すること」とされており、公共交通機関が充実されていない当地域においては、空港利用者は自動車に頼らざるを得ない特殊性があり、空港駐車場は公共交通施設の一部として必要不可欠であるため再度検討をお願いしたい。 国の設置管理する積内空港等において、行政財産を駐車場として無料で使用している例がありますが、この取り扱いについて可能となる根拠を示していただきたい。また、行政財産が駐車場として無料で使用できるのであれば、地方公共団体が無料駐車場としての運営に関する適切な計画を有する場合、地方公共団体が管理することを条件に無償で使用させることは可能と考えますが、できない理由があればお教え願いたい。			「国の財産は、法律に基づく場合を除く外、適正な対価なくしてこれを貸し付けはならない」と財政法に規定されており、使用許可を行う場合は、使用料(時価)を徴することを基本としている。 本提案は、この使用料の減額という単なる財政措置の優遇を求めるものであるため、検討要請の対象とはなり得ない。 なお、積内空港においては、空港利用者のための駐車場を国自ら設置しているものと聞いており、これは所管省庁が行政財産を本来の用途又は目的に従って利用しているのであり、所管省庁以外の者に目的外使用させているものではない。空港施設である駐車場の駐車料金を無料とするかどうかは、施設設置者である国土交通省の判断によるものである。				1467	14672010	鳥取県	米子空港活性化構想	米子空港利用者の空港アクセス手段としては自家用車利用が大きなウェイトを占めている中で、米子空港(兼飛行場)ターミナル地区の駐車場は、民間の事業者が管理する施設の使用許可を供し、その使用料を支払い、有料駐車場として運営しているが、慣性的に駐車場が不足している状況である。 一方、米子空港の旅客数の8割を超える東京便の運賃は高値な上、駐車場が有料となると、空港利用者の利便性が低くなるため、厳しい財政状況の中、本県は空港利用者の既存有料駐車場の無料化に取り組んでいるが、更なる大きな財政的負担となっている。 国際空港として山陰の玄関である当空港利用者の利便性向上、空港の活性化を図るためには、地域の実情を把握している米子ターミナル地区の未利用地も含めて駐車場として整備・管理し、徹底的に無料駐車場にしたいとの意向も持っているが、国が管理している同地区の行政財産を使用する場合は、国有財産法第18条第4項に該当しないため無償となり使用料の負担が伴うこととなる。 そこで、米子空港内の行政財産を駐車場として使用する場合に、無償で使用できるよう規制の特例を設け、その上で米子空港内の行政財産の使用許可を優先的に受けることにより、米子が無料駐車場として整備・管理を行い、当空港の利便性向上、利用促進を図り、地域の活性化、自立ある発展につなげるよう提案するものである。		
財務省	0730300	開庁日における国の駐車場の使用の容易化	国有財産法第18条第3項、国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準にいて、(昭和33年1月7日官庁審判第1号)(注)平成16年6月22日通達改正	庁舎敷地等の行政財産を国以外の者が駐車場として一時的に使用する場合の許可については、上記法令等の規定により、用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を管理する部局の長の判断により対応できることとなっている。	D-1		庁舎敷地等の行政財産を国以外の者が駐車場として一時的に使用する場合の許可については、上記法令等の規定により、用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を管理する部局の長の判断により対応できることとなっている。	右の提案主体の意見について、回答されたい。	法令等の規定により、用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を管理する部局の長の判断により対応できることであるが、部局長等からの要請がない場合であってもNPO法人等が国有財産を使用することについては、管理する部局の長の判断により可能であるとの解釈でよく確認の意味で伺う。								1191	11911010	福井県	観光バス官庁駐車場利用特区	再開発工事の集中等により大型バス駐車場の確保が困難な地域において、特区内に所在する国の庁舎等の一部を、国の機関の開庁日に限り大型バスの駐車場として使用し、中心市街地の観光振興を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が中心市街地の観光振興の促進に資するものであると当該施設を所管する各府省庁の長が認めるときは、昭和33年1月7日官庁審判第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」通達1(8)にかかわらず、国以外の者による国の庁舎等の一部の使用を許可することができることとする。	
財務省	0730310	行政財産の民間貸付	国有財産法第18条第1項	行政財産は、原則として貸付け又は処分等を行うことができない。ただし、用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益を許可することができる。	C		提案にあるスポーツ施設が地方公共団体の行政財産であれば、地方自治法の問題であり、また、公園の管理については都市公園法の問題である。 なお、提案の対象が国の行政財産であれば、行政目的の遂行に支障を来すおそれがあることから、貸付けを認めることはできない。 ただし、国の行政財産は、用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することが現行制度上可能である。	本提案は、行政財産の民間貸付に関する規制緩和を求めるものであり、この点を踏まえ再度検討し、回答されたい。	行政財産は、広く一般国民に公平に行政サービスを提供するために用いられる財産であり、これを特定の者に貸し付けることは、行政財産の有する公共性、公益性を損なうおそれもあり、結果的に国民全体に公平に行き渡るべき行政サービスを低下させることに繋がるものと考えられる。 なお、本提案は、都内にある公園(日比谷公園、芝公園等)のテニスコート並びに体育館など地方公共団体の行政財産をフットサルコートに転換することを具体的内容としており、国の行政財産が本提案の対象となることは考え難いことと、都市公園法及び地方自治法の問題として検討されるべきと考える。									1577	15771010	スポーツテレビジョン株式会社	フットサル特区構想	公園やスポーツ施設などの行政財産の民間貸付に関する規制緩和、及び商業活動の規制緩和

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容			
財務省	0730320	大阪国際空港周辺移転補償跡地の活用	国有財産法第22条	地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合には、無償貸付けができる。	C		構造改革特別区域基本方針(H16.4.23閣議決定)において、「従来型の財政措置による支援措置を講じることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って、「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される」とされており、本提案は、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。 なお、提案の国有地は、空港整備特別会計所管財産であり、国土交通省において処理方針が策定されることとなる。												1647	16471020	大阪府豊中市	お達者あんしん高齢者デイサービスセンター構想	「公共用飛行場周辺における航空機騒音における障害の防止等に関する法律」による移転補償跡地のうち、第2-3種区域外に存する跡地で、指定通所介護事業所の跡地にある未利用地について、市が無償貸与を受け、これを農園として活用することにより、施設を利用する高齢者の予防介護事業につながるよう、指定通所介護事業所にその管理を委託する。		
財務省	0730330	未利用国有地の売払いの原則(一般競争入札)の特例措置	会計法第29条以降の規定 予算決算及び会計令第99条 普通財産法第360号(平成33年9月30日)「一般競争入札の取扱いについて」	一般競争入札を原則としつつ一定の場合には随意契約等による処分が可能	D-1		1. 会計法は一般競争入札を原則としつつ、契約の性質が競争を許さない場合、公用又は公益事業の用に供する場合等に随意契約できることとするなど、各種の契約の方法を定めており、例えば、一定の場合、価格のみでなく、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることも現行制度で可能である。 2. なお、国民共通の財産の処分に関しては、公正透明な手続きのもと個及び国民にとって最も有利な処分を行うことが必要である。財産の処分を競争に付さず特定の民間事業者に対して行えば、競争により国が得られたであろう利益を一種の政策環境として当該事業者に入ることとなり得ることに留意する必要がある。 3. また、御指摘の「事業コンペ」については、どのような主体が行う事業について、どのような選定方法を行うおとすものか明らかではないが、契約の相手方の決定にあたっては、その手続の公正性、透明性について広く国民の理解を得られるものであるかについて十分留意する必要がある。												1523	15232010	大阪府八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	八尾西港西側跡地を地域のまちづくりに活かすとともに、国有地を効率的に処分するためには、一般競争入札だけでは不十分であり、事業コンペなど多様な手法による方法を採用できる特例を会計法はもとより、関係法令通達等に盛り込んでいただきたい。		
財務省	0730340	国有財産処分方法の見直し	会計法第29条の3 予算決算及び会計令第99条、第102条の4 「財務省所管一般会計所管普通財産の管理及び処分」関係の指針(平成33年9月30日)「一般競争入札の取扱いについて」 普通財産法第9条の2、第9条の3(国有財産審議会) 普通財産法第7条(国有財産地方審議会)	国が契約を締結する場合においては、一般競争入札によることを原則としているが、政令で定める「公用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体に付し又は委託すること」等については、随意契約ができることとされている。	D-1(現行の制度により対応可能)		「民間資金による整備開発」が「公用、公用又は公益事業の用に供するため」、可能。ただし、事務・事業の内容如何によっては、各省各庁の長から財務大臣への協議が必要。 「提案方式による入札方式」が複数の事業者に提案を行わせ、国がそれぞれの事業者と交渉を行うことを指すのであれば、現行法令上、可能。ただし、提案方式の内容等について、各省各庁の長から財務大臣への協議が必要。	右の提案主体の意見について回答された。						普通財産を随意契約により処分する場合には、各省各庁の長は、あらかじめ財務大臣に協議しなければならぬこととされているが、事務・事業の内容が「公用、公用又は公益事業の用に供するため」等のうち、財務大臣との包括協議が整えられているものについては「財務省所管一般会計所管普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し、又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について、(平成13年10月29日財理第3660号通達)により、規定していることと。前回事業が「民間事業者による分譲住宅地開発や商業施設開発をまちづくりの軸とした地域開発計画を策定するなどの場合で、地方公共団体が一定条件に照らして事業等を審査したうえで特定の民間事業者を推薦するものは、財務省理財局長通知「財務省所管一般会計所管普通財産の管理及び処分」関係の指針(平成33年9月30日)「一般競争入札の取扱いについて」に準じて、包括協議が整ったこととみなすこととする。これにより、周辺地域と調和のとれたまちづくりを実現しつつ、民間資金導入の促進、国有地処分のスピードアップが期待できる。							1538	15382010	福岡県北九州市	国有財産の民間事業者への払下げ緩和	実情に応じ民間事業者への随意契約、提案方式による入札方法等を導入し、民間資金による整備開発を推進する。
財務省	0730350	国有財産処分に対する地方自治体の提案制度の導入	国有財産法第9条の2、第9条の3(国有財産審議会) 普通財産法第7条(国有財産地方審議会)	財務局長等が必要と認められる場合は、国有財産地方審議会に付議の上、処分方針を決定しているところである。	D-1(現行の制度により対応可能)		国有財産地方審議会付議案件等については、地元自治体に対し利用要望の確認を行っているところ。また、必要に応じて、国有財産地方審議会で地元自治体の意見を聴取している。	右の提案主体の意見について回答された。	国有財産地方審議会付議案件等については、これまで以上に、地方公共団体と緊密な連携をお取りいただくよう、お願いいたします。	D-1				提案主体は、今までの連携を望んでおり、この点を踏まえ再度検討し回答された。				1538	15382030	福岡県北九州市	国有財産の民間事業者への払下げ緩和	一定規模以上の国有財産を処分する場合、周辺の都市形成への影響が大きい。地域のまちづくり計画に配慮する場地元自治体の意見を聴取していること。今後とも、地元意見等を踏まえつつ、適正な国有財産の管理処分に向けてまいります。			
財務省	0730360	国有地に対する事業用借地権の導入	予算決算及び会計令第99条(随意契約による場合) 普通財産法第30条(貸付)	未利用国有地については、現下の厳しい財政状況に鑑み、早期に処分し税外収入の確保に寄与することとしている。	C(特区として対応不可)		未利用国有地については、現下の厳しい財政状況に鑑み、積極的な売却処分により税外収入の確保を図ることとしており、事業用定期借地権の設定等については、原則として行わないこととしておことをご理解願いたい。	税外収入の確保を図る上でも、売却処分が不調に終わった未利用国有地でも事業用定期借地権の設定を可能にできないか再度検討し、回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	まちなかに位置する大中規模の国有地を処分する場合、特に周辺の都市形成に与える影響が大きい。周辺地域に与える経済効果や治安への影響を考えると、国有施設跡地が速やかに利用されることが望ましい。しかしながら、地方都市ではまだ経済状況の低迷が続き企業の土地所有意識が弱まっている状況で、国有地の処分は思うように進まず、未利用状態を余儀なくされることとあり、本市としても市有地等の処分に苦慮しているところである。 このような状況下において、国有施設跡地の早期活用を実現するため、地方公共団体からの強い要望がある場合など、特に理由がある場合には、分譲住宅地開発や商業施設開発など民間事業者による収益事業も含め、事業用借地権を利用した新規貸付を認めていただきたい。 これにより、国においては適正な借地料の設定により一定の税外収入を確保し、地方においては周辺地域と調和のとれたまちづくりを実現しつつ、民間資金導入の促進が期待できる。												1538	15382020	福岡県北九州市	国有財産の民間事業者への払下げ緩和	企業の土地所有意識の変化に対応し、事業用借地権の設定を可能にする。
財務省	0730370	二線ワザの時刻確認の事務処理の効率化	取得時刻事務取扱要領(平成13年財理第1268号)	時刻取得が援用された国有地が地籍調査の実施されている地域内に所在する場合においては、特別処理として地籍図原図及び地籍簿案の写しを活用の上、本来添付すべき書類の提出を省略し、事務の簡素化を図っている。	E		掛川市における時刻処理においては、公園と現況が大きく異なる等申請物件が国有地であるか否かを判定することが困難であったことから、国有地籍簿が存することを確認するために、本来添付を省略することのできる公園等の提出を求めたものであり、本件の特殊事情を勘案すれば事情やむを得ないものと考えられる。												1568	15681070	掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	地籍調査事業における時刻確認事務については、審査を簡素化し、申請から確認までの期間を適度におり2週間以内としていただきたい。		

